



マイナンバーのご案内

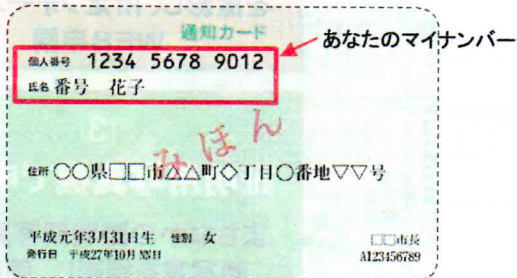
～ 11月中旬頃から「通知カード」が住民票の住所に簡易書留で届きます～

マイナンバー（個人番号）は、住民票のある全ての方（外国籍の方を含む）に対して付けられる12桁の番号で、皆さまには簡易書留で送る「通知カード」によりお知らせします。

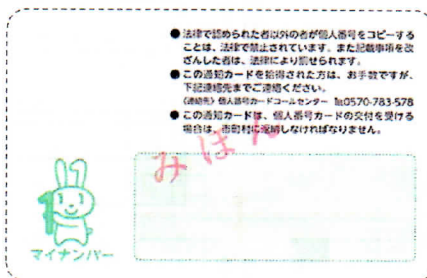
① 通知カードとは・・・

- 氏名、住所、生年月日、性別とマイナンバー（個人番号）が記載された紙製のカードです。
- 平成28年1月以降、勤務先や社会保障、税、災害対策の手続き窓口などで、マイナンバーの提示を求められた際に使用します。
- 顔写真は載っていませんので、身分証明書としては利用できません。
- 他人に見られないよう大切に保管してください。

【通知カード見本】 ※実際のサイズは名刺と同じくらいの大きさです。



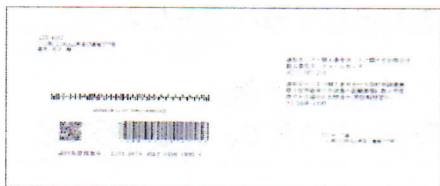
(おもて面)



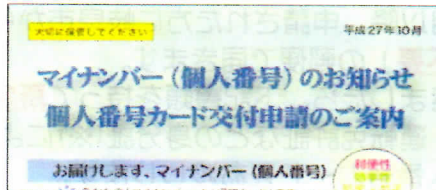
(うら面)

② 通知カードと一緒に送られてくるものは・・・

住民票の世帯ごとに、次のものが送られてきます。

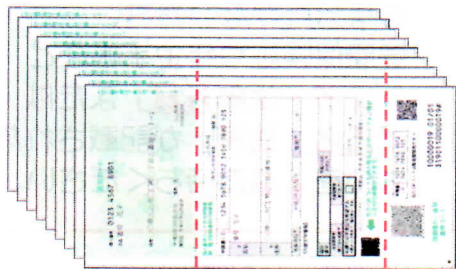


①宛名台紙

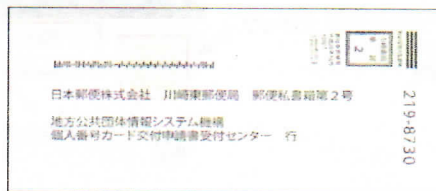


③説明用パンフレット(8ページ3つ折り・A4)
※1通につき1部同封

マイナンバー制度や個人番号カードに関することなどが、わかりやすく案内されています。



②通知カード（個人番号カード交付申請書付）
※世帯人数分同封
(1通で最大8人まで。9人以上は2通以上で送付)



④個人番号カード交付申請書の返信封筒(定形サイズ)
※1通につき1部同封
※料金受取人郵便のため、切手は不要。
ただし封筒に記載されている差出有効期間を過ぎている場合は、使用できません。(平成29年10月4日まで)

③ 通知カードが届かなかったときは・・・

- 通知カードは、平成27年10月5日時点の住民票の住所へ、世帯ごとに「**転送不要**」の簡易書留で郵送します。
- 10月5日以降に転居された方や転送扱いとなっている方にはお届けができません。
- お届けできなかった通知カードは、郵便局で一定期間保管後、岐阜市役所に戻されます。
- 郵便局から戻ってきた通知カードは、岐阜市役所でしばらく保管します。
- お手数をお掛けいたしますが、**市民課の窓口**にお越しいただき、運転免許証などの身分証にてご本人確認をさせていただいたうえでお渡しいたします。

